

# 宋代の公使錢について(上)

— 地方財政の研究 —

佐伯 富

- 一 はしがき
- 二 公使錢の財源
- 三 公使錢と回易
- 四 公使錢の使途
- 五 公使酒
- 六 公使庫の管理(以上本号)
- 七 公使錢の額(以下次号)
- 八 公使錢の増減と競争
- 九 公使庫の弊壞
- 十 結語

## 一 はしがき

宋代の文献には公使錢・公用錢・公費錢という語が屢々見られる。公錢・公使・公用・公費と略称される場合もあるが、これは原則として、宋代州軍以上の官庁や官吏に与えられた機密費をいうのである。唐代、国家の財政は上供・送使・留州の三つに分れ、中央政府・節度使に送り届けた残りは、留州として州に留められ、刺史がこれを使用することができた。ところが、宋代になると、太祖は独裁権を確立するため、財政の中央集権を行ない、地方に留めていた財政を全部中央財政に繰り入れたため、知州は唐代の刺史が兵権・民政権とともに財政の権をもつて地方政治を運営したように、州の財政を自由に使用することは許されなくなつた。文献通考卷二三「国用考」に

宋代の公使錢について(上) 佐伯

開宝六年八月乙巳。令諸州旧属公使錢物。尽数係省。毋妄有支費。以留州錢物。尽数係省。始於此。

とあり、開宝六年には諸州の公使錢物さえもみな中央政府の財政に繰り入れ、妄りに使用することを禁止した。ところではじめ公使錢を貯蔵する公使庫の管理は、衙前が行なっていた。欒城集卷三七「再言役法劄子」に

祖宗之世。天下役人。除正役勞費之外。上自衙前。有公使・廚・宅庫之苦。

とあり、長編卷二一九、熙寧四年正月己酉の条にも

詔諸州公使庫。例以役人主之。……随州郡大小立等。

と見えることによつて明らかで、郷村の衙前が州の公使・廚・宅庫を管理していた。これがためには衙前のうちには賠費多きによつて破産する者もあらわれた。長編卷四一九、元祐三年閏十二月庚戌の条の夾註に

嘉祐・治平中。官吏仰給公使。皆出衙前。民破産納。官吏所入至厚。

とあり、嘉祐・治平中には、官吏は給を公使に仰ぎ、その負担をもつ衙前は破産してまでも納入しなければならなかつたという。地方政治の経費は人民の負担に負うところが極めて大きかつたのである。また後に述べるように、中央政府の財政が困窮すると、地方の公使錢を中央に引揚げて使用する場合もあつた。このような場合、人民の負担はさらに倍加したであろう。地方州軍でも経費がなくては、地方政治を運営することができないからである。

もつとも、すべての州に公使錢が支給されていたわけではなかつた。宋史卷一七二、職官志「公用錢」淳化元年の条に

詔諸州軍監。無公使処。遇誕降節。給茶宴錢。

とあり、諸州軍監のうちには、公使錢のない処があり、誕降節には茶宴錢が支給された。また長編卷八〇大中祥符六年六月辛巳の条に

詔広州知州。給添支錢。自今以七十萬為添支。五十萬為公用。時言事者云。広州本無公用錢。知州月給十萬。蓋兼備公費。而長吏以其名為添支。但以自奉。宴設甚稀。故特為定式。

とあり、真宗の大中祥符六年まで、広州には公使錢が支給されていなかった。後に触れるように、公使錢を支給された州軍は、全州軍の何分の一かにすぎなかつたようである。また支給されても、僅少なるため、色々の財源を州軍で捻出しなければならなかつた。政府としても、中央の官衙や宗室・高官の公使錢等、特別な財源のないものや、或いは地方の州軍でも、軍人の橋設費の多い沿辺三路の州軍や、熙河路の経略の際の如く、特別に経費を要する場合には、中央政府から公使錢を支給したが、地方の州軍や、中央の官衙でも財源のあるものには、その財源によつて公使錢を捻出させようとする方針であつたようである。長編卷二二九 熙寧五年十月己丑の条に

詔。秦鳳路緣辺安撫司。以渭源慶平堡。隸鎮洮軍。鎮洮歲賜公使錢三千緡。可權增二千緡。候有雜支錢。即住支。以經制之初。費用不給故也。

とあり、秦鳳路の慶平堡を鎮洮軍に隸屬せしめたが、經制の初め、費用が足らず、公使錢二千緡を中央から増支し、雜支錢があるをまつて支給を中止しようとしている。また長編卷二四五 熙寧六年五月庚戌の条にも

詔河州公使。歲賜錢二千緡。仍權增千緡。候有雜收錢止。

とあり、河州の公使錢も、かりに一千緡を増して支給し、雜收錢のあるをまつて中止するよう命じている。熙河路の経略で多額の橋設費を要したのであろう。以上のように、沿辺州軍の公使錢も、財源が見つかると、中央からの支給も次第に停止される傾向にあつたのである。ここから、地方州軍では公使錢の財源を種々と求めなければならなかつた。そこに地方州軍の苦心があつたわけである。一方公使錢の支給されない州軍でも、全然地方費がなくては、地方政治をやつてゆくことが出

来ないから、種々の財源を求めて使用したことは当然であろう。従つて公使錢が重要な役割りを演ずるのは、地方財政においてである。そこで本稿では主として地方財政に焦点をあてて公使錢の財源・使途・制度・党争との關係、その影響等について考察を加えたい。

## 二 公使錢の財源

公使錢は先に述べたごとく、官庁の機密費であるから、地方官庁のみならず、中央の官庁や宗室・高官にも支給された。宋史卷一七二職官志「公用錢」の条には、節度使兼使相以下、各官や官衙の公使錢の額をあげているが、これは中央政府から支給されたものである。なお中央政府から支給された公使錢について、若干の例をあげると、宋会要食貨三五「公用錢」の条に

嘉定十四年七月二日。詔。皇子寧武軍節度使祁国公。歲賜公使錢。特与支三千貫。仍逐月均給。令戸部供納本府。

とあり、皇子寧武軍節度使祁国公に、毎年公使錢三千貫を支給し、戸部から藩府に供納させている。また同書、紹熙三年二月五日の条には

西外宗正司。乞給降度牒充公使錢。詔下福州。於合起戸部窠名錢内。截撥三千貫照。本司作紹興二年六月以後三年支遣。

とあり、西外宗正司が度牒を給降して公使錢となさんと請うたところ、戸部に起運すべき窠名錢内より三千貫を截撥してその公使錢としている。また同書、淳熙三年九月二日の条に

知南外宗正司趙不敵言。乞依西外宗司公使庫歲給錢數。每次給降不理選限將仕郎綾紙二道。下泉州。転変見錢三千貫文

省。付本司充三歳公使。仍自今年為始。從之。

とあり、將仕郎の綾紙を給降し、これを売却して南外宗正司の公使錢に充當させている。

以上は中央政府から支給された公使錢について述べたのであるが、それでは、地方州軍の公使錢はいかなる財源をもつてあてたのであろうか。先に述べたごとく、人民の負担にまつ所も大であつたが、それだけでは足りない。そこで、いろいろの財源を求めなければならなかつた。兩税の如く、一定の徵税の対象があるわけではなく、各地の經濟的な状況によつて、その財源を見出さなければならなかつたから、その収入源はまちまちであり、また零細なものもあつた。従つて、その史料も零細なものが多い。いま、それらの史料を次に紹介して、主として地方州軍の公使錢の財源がいかなるものであつたかをながめて見よう。

長編卷三〇九、元豐三年九月庚戌の条に

点檢驅磨三陵官物所言。兆城<sup>城</sup>南有地一十頃有畸。本充公用。監官相承以為職田。

と見え、陵域の南の官有地十頃余を公用にしたとあるのは、これを人民に佃作させ、その田租を公用にあてたという意味であらう。つまり職田の収入が公用の財源となつたのである。又長編卷一九二、嘉祐五年九月庚子に

遣中使齎詔。撫諭知府州・如京使・康州刺史・折繼祖。……其所部沿辺蕃族甚衆。凡沿勞以俸錢。而所用不給。素於蕃族借牛。耕蒔閑田。以收穫之利。歲贍公費。

とあり、府州では統轄する蕃族が多く、經費が不足するので、閑田を耕作し、その収入を公費に充當したという。また長編卷一〇六、天聖六年三月戊寅の条には

詔渭州・鎮戎軍。新招弓箭手。涅其左手背。以別之。仍給新開壕内田。歲所收租半予之。余充本處公用。

宋代の公使錢について(上) 佐伯

とあり、渭州・鎮戎軍では、新たに召募した弓箭手に、壕内の田を支給し、田租の半分をその手当てとして与え、残り半分を該州軍の公用にあてている。また臨川先生文集卷九六、右侍禁周君墓誌銘には

〔周彦先〕又言。辺將使人耕辺。以給公使。不即禁止。往往能生事。

とあり、辺疆でも田土を耕作し、その収入を公使に充当している。以上の諸事例により、官有の閑田・隙地を耕作させ、その収入を公費の財源としたことが判明する。

次に長編卷三四四、元豊七年三月辛酉に

京東転運司言。塩場収雑錢。不係本息數。乞歲支三百千為本司公使。……從之。

と見え、京東転運司では、雑錢三百貫をもつてその公使錢にあててを許されている。また長編卷三四一、元豊六年十一月己酉の条には

都大提挙成都府・永興軍等路權茶公事陸師閩言。……併挙本司旧支頭子錢七百緡充公使。今乞特添三百緡公使。……從之。とあり、都大提挙成都府永興軍等路權茶司では頭子錢を公使錢として使用している。又長編卷一〇七、天聖七年三月丙寅の条に

詔諸州公用供帳之物。毋得假借於民。其故弊者。聽以不係官頭子錢更製。

とあり、諸州公用の供帳の物が古くなれば不係官の頭子錢を用いて作りかえることを許している。頭子錢とは一種の手数料である。

次に長編卷八四、大中祥符八年二月壬戌の条には

給涇原路籠竿城公用錢二十万。時都鈐轄曹瑋等言。本城民鬻酒歲二百三十万。請以其羨數給公用。故有是賜。

と見え、涇原路籠竿城では売酒の羨余をもつて公用に充てた。また長編卷三〇一、元豐二年十二月丙午の条に  
増雄州公使錢二千緡。以坊場錢給。

とあり、雄州では坊場錢を公使錢としている。酒息と共に醋息もまた公使錢の財源となつた。宋史卷一八五、食貨志「酒」の条に

〔宣和〕七年。諸路鬻醋息。率十五為公使。

と見えている。また長編卷八八、大中祥符九年九月庚午の条に

〔曹瑋〕又言。当州（秦州）諸寨。日収打撲錢。寨主監押等。雖以公用為名。多輒入己。望自今官籍其數。以備犒設。從之。

とあり、秦州諸寨では打撲錢を納めて公用としている。打撲錢については、長編卷二三七、熙寧五年八月辛丑の条に  
州人由橋梁過者。皆率錢。謂之打撲。以供公使。

とあり、商人より徴収する一種の通過税である。次に蘇東坡全集、奏議集卷七「申三省起請開湖六条状」元祐元年に  
本州（杭州）公使庫。自来収西湖菱蕩課利錢四百五十四貫充公使。

とあり、杭州では西湖菱蕩課利錢を公使にあて、また長編卷一九一、嘉祐五年正月己未の条には  
知諫院唐介言。河北緣辺州軍。多差軍士採菹蒲。令日納錢。名為地利錢。以入公使。

とあり、河北緣辺州軍では、軍士に菹蒲を採伐して日に錢を納めしめ、これを地利錢と称し、公使にあてている。又長編卷七六、大中祥符四年九月の条には

先是。温州甘子園及蓮池。三司定課。令本州配市。丁酉。詔以其課。給本州公用。

宋代の公使錢について（上）佐伯

とあり、温州では甘子園の柑橘および蓮池の蓮根等を配市し、その課利を公用としている。

次に帰田録卷二には

羣牧司領内外坊監。使副判官。比佗司俸入最優。又歳収糞糞錢頗多。以充公用。故京師為之語曰。三班喫香。羣牧喫糞也。

とあり、羣牧司は糞糞錢を収めて公用にあてている。これがために京師では、三班院は香を食ひ、羣牧司は馬糞を食うといわれた。三班院も香錢を公用に使用したものと見える。糞錢については、臨川先生文集卷九〇「魯国公贈太尉中書令王公行状」にも

故事。取糞錢於軍。以給公使。

と見えている。軍関係の役所では馬糞を売却して公費にあてていたことが分る。

以上述べたように、諸種の雑稅錢・附加稅等が公使錢の財源となつたのであるが、時には茶塩等の専売品が交付される場合があつた。長編卷八五、大中祥符八年閏六月の条に

官府有以茶充公費者。慮其徇賤亂法。悉改以他物。

とあり、長編卷七二、大中祥符二年八月庚寅の条に

給大理寺公用錢。月二百三十千。其先給茶罷之。

とあり、大理寺等の官府には、真宗の大中祥符の頃まで、茶が公費として支給されていた。又長編卷一八一、至和二年十月壬午の条には

三司言。諸州軍回易解塩為公用。頗侵商人。請行禁止。從之。



とあり、北方の諸州軍では解塩が支給され、これを回易して公用にあてている。この外、長編卷六〇、景德二年五月辛亥の条に詔陝西緣辺州軍。蕃部罰納獻送羊馬。悉著籍以供公費。

とあり、陝西緣辺州軍には、蕃部が多く、彼等は罪を犯した時、贖罪のために羊馬を州軍に納入した。州軍はこれを公費としたのである。これと関連して罰錢がある。長編卷五〇四、元符元年十二月壬辰の条に

新除知河中府賈青。……權杭州日。將所得〔罰錢〕供給寄公庫。造酒出売。以收倍息。

とあり、賈青は權知杭州たる時、罰錢を公使庫にあずけ、酒を造つて出売し、倍息を収めている。また宋会要食貨卷三五、景德三年十月の条に

御史台言。承前斷大群罪。應隨身衣物。官司並收附。以備紙筆公用。自今望並給本家。令辦殯殮。有合支費。望從官給。奏可

とあり、死刑囚の衣物は、真宗の景德三年の頃までは、官に収めて公用にあてていたのである。

次に長編卷六〇、景德二年五月戊辰の条に

先是印書裁截余紙。皆鬻之。以供〔国子〕監之雜用。〔刑〕曷請歸此錢於三司。裨国計。自是學者公費不給。

とあり、国子監では諸種の經史を印刷したが、その裁截の余紙を売却して公費にあてていた。後この財源も中央の三司に引揚げられ、學者の公費が不足するに至つたという。澶淵の役の際、国家の中央歳出が増大したためであろう。また長編卷一七三、皇祐四年十一月庚子の条に

罷広州歳貢蜜煎菓子。已在道者。留所至州軍公用。其齎送牙校兵丁即遣還。

とあり、広州歳貢の蜜煎菓子を罷め、道中にあるものは、その州軍の公用にあてしめている。このような場合が相当あつた

のではないかと想像される。

以上のごとく、各官府ではあらゆる財源を求め、これを公使錢として使用した。このことは反面から考えると、その財源が甚だ零細であつたことを意味する。従つて公使錢は常に不足し勝ちであつた。知泗州蘇寿には公使錢の不足をかこつた次のような詩がある。

蘇寿易簡長子也。知泗州。公用不足。往来憾之。寿為詩曰。

載筮披篋軍十萬。饑嗔飽喜客三千。(胡訥見聞錄 類說卷一九)

軍十萬、客三千というのはもちろん誇張であるが、泗州は運河の要衝にあたり、多数の漕運の軍卒があり、賓客の往来も頻繁であつたため、多額の公使錢を必要とした。しかるに、公使錢が少く犒勞が充分に出来ないことをなげいたのである。そこで責任者は自腹を切つたり、属員に割りつけたり、あるいは人民に負担をかけるなど、その他諸種の方策を考えなければならなかつた。

長編卷一五七、慶曆五年十一月乙未、李繼和の上言に

国初。李漢超在閩南。以私錢貿易。佐公用。

とあり、国初李漢超は河北の閩南にあり、私錢をもつて貿易し、公用を佐けたという。また長編卷六〇、景德二年五月の条には

宣徽北院使雷有終。倜儻自任。不拘小節。歷任藩閩。能撫士卒。豊於宴犒。公費不足。則傾私帑給之。

とあり、雷有終は藩府に歴任し、よく士卒を撫卹して宴犒を豊かにしたため、公費が足らず、私財を傾けて支給したという。また長編卷七一、大中祥符二年三月丁丑の条に

賜右贊善大夫辛若蒙錢三十万。若蒙前知賓州。遇宜賊起。官軍討捕。若蒙以家錢給公用。至是蕃官引對。而有是賜。

とあり、辛若蒙は、先に賓州知州たる時、宜州の兵變に、官軍が討伐を行なつた際、私財をもつて公用に供しているが、賓州の公使錢が不足していたからである。また長編卷六六、景德四年七月の条に

時虎翼軍有率錢修公用什物者。上以法禁甚嚴。而此類賊非入己。情理可憫。丙寅詔。自今一事以上。並從官給。

とあり、虎翼軍では軍人より錢を徵収して、公用の什物を修理しているが、公費が僅少であつたことによることはいうまでもなからう。また長編卷一一一、明道元年八月乙卯の条に

詔。河東・陝西諸州。向罷軍士伐薪燒炭。如聞苦寒。公用不給。自今知州・部署。聽差廂軍七人。鈐轄五人。都監三人。每季代之。過其數者。以違制論。

とあり、河東・陝西の諸州では、公費が足らず薪炭をかうことができなかつたために、廂軍をして薪炭を採燒させている。

また長編卷九四、天禧三年十二月丙申の条に

戸部員外郎晏殊等言。舍人院書籍殘缺。帷帳什物多敝。公錢至少。望賜國子監印本經書。令儀鸞司供帳。冬季三司給炭。乃增月給為三十千。余從其請。

とあり、舍人院では書籍が殘缺し、帷帳什物が多く、破損しても、公錢が甚だ少く、これを修理することが出来なかつたので、國子監の印本經書を賜い、儀鸞司をして供帳させている。長編卷二一三、熙寧三年七月癸丑の条に

嘉祐中。〔祖〕無挾与王安石同知制誥。時詞臣許受潤筆物。安石因辭。一人之饋不獲義不受。以其物置舍人院梁上。安石以母憂去。無挾取為本院公用。

とあり、王安石の辭退した潤筆物を同僚の知制誥祖無挾が舍人院の公用としているのも、やはり舍人院の公使錢が少かつた

からであろう。また長編卷一九八、嘉祐八年四月癸未の条に

〔司馬〕光。乃以所得珠。為諫院公使錢。

とあり、司馬光が内出の遺留物の真珠を諫院の公使錢としているのも、同様であろう。

以上の諸例からも分るように、各官府の公使錢はその政務をうまく円滑に運営するために頗る不充分であつた。そこで各官府では積極的に自ら公使錢の營運によつて、その不足を補わなければならなかつたのである。

### 三 公使錢と回易

長編卷七七、大中祥符五年四月壬戌の条に

同州觀察使王嗣宗。知鎮州。与枢密直学士・給事中辺肅為代。二人素不相能。肅嘗以公錢貿易規利。又遣部吏。彊市民羊買妾。嗣宗諷通判東方慶等。列状訴之。

とあり、真宗の大中祥符中、辺肅は知鎮州たる時、公錢を以て貿易して利を規り、後任の王嗣宗は通判を諷して弾劾させているから、公使錢の回易は、最初は禁止されていたことが分る。これが許可されたのは西夏と戦端を開いた仁宗の康定・慶曆の頃ではないかと思われる。長編卷一六一、慶曆七年十一月丙戌の条に

詔非沿辺州軍。毋得以公使錢回易。

とあり、西夏との講和が出来てから七年目の慶曆七年（一〇四七）、沿辺州軍でなければ、公使錢を回易してはならぬと、禁止の命令を出している。この詔によれば、沿辺州軍では公使錢を回易することが許されていたことは明らかである。西夏戦のため、多数の軍隊が沿辺に駐屯し、その犒勞のため多額の経費を必要とし、沿辺州軍に限り、公使錢の回易が許されて

いたのであろう。また河南先生文集卷二「論雪部署狄青回易公使錢狀」(長編卷一四六、慶曆四年正月、知渭州尹洙上言)には次のようにいつている。

本路(陝西)自西事以来。所添兵教主兵臣寮指使使臣等。数倍于旧。又狄青多与衆官躬親提举。教闡軍中將校。每有犒設。以此所費益多。若不別將〔公使〕錢物回易。即無由充用。

即ち、西夏と事を構えてから、慶曆四年には、陝西には多数の軍隊や官吏が駐在しており、その犒設費が益々多く、公使錢物を回易しなければ、その費用を捻出することが出来ない。

爾来、縁辺の各州軍では公使錢の回易がしきりに行われたようであるが、いかなる者にその營運を委任したのであろうか。長編卷一八九、嘉祐四年三月戊午の条に

〔呂〕溱前守真定。嘗令指使回易公用。

とあり、呂溱は河北の真定に知府たりし時、指使をして公用を回易せしめ、同書己未の条には

〔宋〕祁在定州不治。縦家人。貸公使錢数千緡。

と見え、宋祁は定州知州の時、家人をして公使錢数千緡を貸与せしめ、その利息を計っている。また長編卷一四二、慶曆三年七月甲戌の条には

〔鄭〕戩尋發〔張〕亢在渭州。過用公使錢。監察御史梁堅亦劾奏。亢出庫銀給牙吏。往成都市易。以利自入。亢竟坐奪官。

と見え、張亢は知渭州たる時、公使庫銀を牙吏に支給し、成都にゆきて市易させている。府州軍の知事は部下の指使や家人・牙吏などに公使錢の營運を委任したのである。ところで、公使錢の回易は、長編卷一七二、皇祐四年三月丁未の条に

宋代の公使錢について(上) 佐伯

諸州以公用錢回易。遂罷。

とあり、河北都転運使包拯の上奏により、皇祐四年（一〇五二）、遂に廃止されることになった。

しかし、公使錢の回易が一度許されると、これを禁止することはむずかしかつた。公使錢の絶対額が少く、また他に適当な公使錢の財源がない以上、公使錢を回易して利息を計らざるをえなかつた。長編卷一九三、嘉祐六年五月己亥の条に

言者又劾〔知曹州張〕茂実販易公使。

と見え、禁止後、間もなく、知曹州張茂実は公使錢を回易して弾劾を受けている。また長編卷四九八、元符元年五月丙子の条には

大理寺平定軍勦到。供備庫副使・前知寧化軍馮維挙。平定軍簽判王宗旦。供奉官・監押・劉舜元。將公使庫錢物回易。并在任興販等事。該赦。及赦後虚妄。詔馮維挙。特除名勒停。王宗旦・劉舜元。並特衝替。

とあり、時代は大分降るが、知寧化軍馮維挙らは、公使庫の錢物を回易したために、厳しい処罰をうけている。ただ、長編卷二九一、元豐元年八月己酉の条に

經制熙河路边防財用司言。被旨均定熙河・岷州・通遠軍公使錢。乞以転運司歲所支四州軍公使數。並撥付本司均支外。尚少錢二万緡。本司乞管認帖支。數足。仍乞罷逐州軍回易。今定熙州四万五千緡。專犒設蕃部河・岷二州及通遠軍。各万二千緡。内二千緡專犒設蕃部。從之。

と見えるように、神宗時代、熙河路を設置して西蕃を経略した時、公使錢が不足したために、特旨を以て公使錢の回易を行なっている。

以上は公使錢の回易について述べたのであるが、その他の資本によつて回易を行ない、利息を得て公使錢の不足を補添し

たことがしばしば見られる。長編卷二七四、熙寧九年四月丙午の条に

詔賜通遠軍錢万緡。令回易收息。以助公使。

と見え、熙寧九年には通遠軍に万緡を賜い、これを回易して利息を収め、公使錢を助けしめている。熙河路の経営と関係があることはいうまでもなからう。また長編卷一五六、慶曆五年七月辛丑の条に

〔知渭州尹洙〕以公使錢不足。假軍資錢回易充用。

とあり、知渭州尹洙は、公使錢が足らぬため、軍資錢を借りて回易し、その利息を充用している。また長編卷一四三、慶曆三年九月戊子の条に

臣（梁堅）在慶州日。亦借隨軍庫錢回易。得利息二万余貫。充隨軍公用支使。

とあり、梁堅は慶州にて、隨軍庫錢を借りて回易し、利息二万余貫を得て公用に使用している。また長編卷三〇六、元豐三年七月丙寅の条に

知邕州・左藏庫副使兼閣門通事舍人劉初。乞借度僧牒二百收息。置公使器用。其本錢市金輸內藏庫。從之。

とあり、知邕州劉初は、度牒二百道を借りて息を収め、これをもつて州の器用を備置している。これは特別な例であるが、公使錢の不足を補うという意味では同類と考えることができよう。先に述べた茶塩の回易や、官の辞令の販売も同様である。

#### 四 公使錢の使途

朱文公文集卷一八「按唐仲友第三状」に

公庫所入。旧例。並支見任官員逐月供給及宴会之属。

宋代の公使錢について（上） 佐伯

とみえるように、公使銭は官衙の機密費で、官衙の事務を円滑に運ばせるためにはなくてはならぬものであつた。ことに地方州軍では、軍隊や官吏の接待、衙門の修理、調度品の設備、治水、祭祀、その他、あらゆる地方政治の運営には公使銭が使用された。このような純粹な公務の外、官吏自身の私生活にも使用された。その点公私の別の曖昧なところがあり、清代の養廉銀と似たところがある。

公使銭がもつとも多く使用されたのは軍隊の犒設のためのものであつた。長編卷六七、景德四年十一月丁丑の条に  
河北諸州軍。用兵之際。優給公使錢。犒設軍校。

とあり、河北州軍では、契丹が侵入して来た時、公使銭を優給して軍校を犒設した。また長編卷八一、大中祥符六年十一月丁巳の条には

詔近京州軍。增屯兵處。加給公用錢。以備宴犒。

とあり、近京州軍に屯兵を増した處では、公用錢を加給して宴犒に備えている。また長編卷三二五、元豐五年四月戊寅の条には

賜河北提舉義勇保甲狄諮。每年公使錢千緡。專給犒設。

とあり、河北提舉義勇保甲狄諮に、毎年公使錢千緡を支給し、専ら犒設費にあてしめている。

軍事に關係して、蕃族の懷柔にも公使銭が使用された。澠水燕談錄卷一「帝德」に

慶曆中。滕子京守慶州。屬羌數千人內附。膝厚加勞遺。以結甘心。御史梁堅言。膝妄費公庫錢。仁宗曰。辺帥以財利略蕃部。此李牧故事。安可加罪。

とあり、滕子京は慶州に知事たるとき、屬羌數千人が内附したので、公使銭を以て懷柔している。また歐陽文忠公集一二、



奏議集「論葛宗古等不当減法劄子」慶曆三年には

边上公使。必欲使將臣不拘常法者。若用之。陰養死士。招延布衣。利啗敵人。賞勞將校。如此之數。皆不必問其出入。可恣所為。

とあり、公使錢をもつて敵人を利啗するといっている。死士を養うにも公使錢があてられたことが、この記載から判明する。次に公使錢は往來使臣の款待に使用された。長編卷一四一、慶曆三年五月乙未の条に、韓琦・范仲淹が陝西の同・解・乾耀等九州軍の公使錢共に一千八百貫を廃止したのを不可とし、これを復せんことを上奏した一節に

国家逐処置公使錢者。蓋為士大夫出入及使命往還。有行役之勞。故令郡國饋以酒食。或加宴勞。蓋養賢之礼。不可廢也。と見える。即ち、国家が各処に公使錢をおくのは、士人使臣の往還出入には行役の勞があるので、郡国をして酒食を饋り、宴勞を加えしめるのであると。長編卷二九四、元豐元年十一月壬申の条には

詔諸路都總管司。所在本州官。及過往。止令本州供給。兵官使臣軍員。令總管司供給。仍令都副總管同主管。如副總管司錢少。即於本州公使錢内添給之。

とあり、文武官の過往に際し、公使錢を接待費として支出している。また蘇東坡全集卷一二「申明揚州公使錢狀」には本州当八路口。使客數倍於杭州。杭州公使錢七千貫。而本州止有五千貫。顯是支使不足。

とあり、揚州は交通の要衝に当り、使客の往來がしげく、五千貫の公使錢では接待に足りないといっている。使臣接待のうち、多額の費用を要したのは外国使臣の接待である。長編卷三二四、元豐五年三月甲辰の条に

詔司農寺。于大名府公使庫錢内。撥錢千緡。与相州。及于恩・冀二州公使錢内。各撥錢千五百緡。与邢・趙・磁三州。候遼使行旧路日依旧。

宋代の公使錢について（上） 佐伯

とあり、元豊五年には遼使來朝の道筋が変更したので、旧路の大名府の公使錢千緡を新路の相州に与え、また旧路の恩・冀二州の公使錢内より各々千五百緡を撥して邢・趙・磁三州に与えて、接待費にあてしめている。また長編卷三〇一、元豊二年十二月癸丑の条に

增明州公使錢為二千六百緡。以高麗貢使出入故也。

とあり、明州は高麗使節上陸の地であつたので、元豊二年には公使錢を二千六百緡に増額している。また同書、元豊二年十二月丙午の条には

增雄州公使錢二千緡。以坊場錢給。以知雄州苗授言。熙寧中。裁減公使錢。為八千緡。用度不足。州当国信往來頓舍之地。非他郡比故也。

とあり、熙寧中、雄州の公使錢を八千緡に減額したが、雄州は宋遼国信往來頓舍の地に当り、用度が足らなかつたので、元豊二年には二千緡を増して一万緡としている。雄州と明州の公使錢の多少は、宋と契丹・高麗兩國との国際關係の疏密の度を端的に示しているようである。西夏の使節は陝西の保安軍から来た。長編卷六八、大中祥符元年四月甲寅の条に

増給保安軍公用錢。是軍最極辺。以趙德明納款。置權場。使人繼至。而所費不充故也。

とあり、保安軍は極辺にあり、趙德明が降つてより權場をおき、またその使節が來朝して経費が足らなくなつたので、その公用錢を増加している。

外国使臣の通過する道筋の州府が、その接待の義務を負わされたように、黄河等の沿岸の州府では治水の責務があつた。長編卷二九七、元豊二年三月丁丑の条に

知都水監丞范子淵言。修黄河南岸治水隄。乞給人兵物料緡錢。詔發卒三千人。給官莊司・熟藥所錢共三万緡。仍特賜公

用錢二百緡。

とあり、黃河南岸の治水隄を修理するに際して、公用錢二百緡を与えているが、役卒の犒設費として使用したわけである。また蘇東坡全集、奏議集七「申三省起請開湖六条状」に

本州（杭州）公使庫。自來収西湖菱蕩課利錢四百五十四貫充公使。……以備逐年雇人開葑擦淺。とあり、杭州では西湖の葑を除いて浅くならないように、人夫を雇うために公使錢を使用している。

次に解舎の修理等にも公使錢が使用された。長編卷三七三、元祐元年三月辛巳の条に

詔給空名度牒一百道。修復鄭州解舎倉庫。特借二年公使錢。令軫運司応副。余于常平錢内借支。

とあり、鄭州の解舎倉庫を修理するに、翌元祐二年分の公使錢を借用している。公使錢を使用して解字を修繕したことは、蘇東坡全集、奏議集卷六「乞賜度牒修解字状」にも見えている。なお長編卷八〇、大中祥符六年六月丁亥の条に

増給兗州公用錢。犒修官使臣軍校。

とあり、兗州の公用錢を増給して、修官の使臣軍校を犒設しているのも、解舎修繕に關聯した支出である。また長編卷三九四、元祐二年正月乙丑の条に

詔罷諸路將下管設。自今諸將歲賜公使錢五十万。東南路軍三十万。每公使十万造酒。毋過十石。歲終有余。以繕軍器。とあり、諸將に与えられた公使錢は、主として軍校の犒勞に用いられ、酒を送るに使用されるが、残余があれば軍器の修理にあてられた。

官府においては、なお諸種の支出がある。長編卷八一、大中祥符六年十月丁亥の条に

初選人試判。多籍地而坐。「權判吏部流内銓・慎」從吉。以公錢市莞席給之。臨事敏速。勤心公家。

宋代の公使錢について（上） 佐伯

とあり、長編卷五九、景德二年三月己酉の条には

詔河北諸州。牧馬涼棚材木。官自計度不足。以公錢市之。勿得擾民。

とあり、官府の莞席・牧馬涼棚の材木の購買などにも公使錢が使用された。

また長編卷一七四、皇祐五年六月丁亥の条に

知雄州・右驛驢使・榮州刺史李緯。為西上閣門使。留再任。緯治兵頗嚴。不事厨伝。數与宦者爭利害。積公使錢。貯米三千斛。為常平倉。奏下其法他州。

とあり、知雄州李緯は厨伝にはあまり意を用いず、公使錢を積み、米三千斛を貯え、常平倉としている。

知州が地方の風俗を作興することも、その責務と考えられるので、かかる方面へ公使錢を使用することも認められていた。長編卷三〇九、元豐三年十月甲戌の条に

都官郎中權知邢州王慥言。州有唐宋環墓。臣輒以公使羨錢。置近墳地七十畝。為祠堂碑樓。

とあり、權知邢州王慥は、唐の名臣宋璟の墓の近地七十畝を公使羨錢で収買し、祠堂碑樓を造つている。また臨川先生文集卷九三「内翰沈公墓誌銘」に、（長編卷二〇五、治平二年七月辛巳）

〔杭〕州人之貧無以葬。及女子失怙恃。而無以嫁者。以公使錢葬嫁之。凡數百人。

とあり、沈遵は杭州知州であつた時、公使錢を貧乏で葬儀を行うことの出来ぬ者、女子の孤にして嫁することの出来ぬ者とえ、數百人に葬嫁の資としたという。また長編卷一四六、慶曆四年正月辛未、范仲淹の上奏の一節に

臣昨与韓琦。在涇州。同使公使錢。曾為慶州簽判祕書丞馬倩身亡。本人家貧親老。与錢一百貫文。

とあり、范仲淹は、先きに西夏との戦争中、軍司令官として陝西にあつた時、慶州簽判馬倩が死亡し、家貧にして親老いて

いたために、公使錢百貫を与えている。さらに同書には続いて

又涇州保定知県・大理寺丞劉龔礼丁父憂。家貧起發不得。与錢一百貫文。

とあり、涇州保定知県の劉龔礼は父の憂にあたり、家貧にして旅費の工面がつかず、公使錢一百貫を与えている。范仲淹はこのような事例をまだほかにもあげているが、属官の私的生活を援助するといったこととまで、公使錢の使用がみとめられていた。尤もかかる事例は、西夏との戦争という特殊な場合であり、士氣の鼓舞と官吏の恪勤精勵とがもつとも要請された時勢ではあつたが、それにしても、この事例により、公使錢の使途は幅の広い範圍にわたつていたことが判明するであろう。

なおここで注意すべきは、長編卷二七三、熙寧九年二月乙未の条に

故事。州鎮刺史以上。別賜公使錢。例得私以自奉。

とあり、公使錢は公費とはいいながら、私用にも使用することができたことである。長編卷八〇、大中祥符六年六月辛丑の条に、広州知州の公使錢額を定めたことを述べた後に

広州本無公用錢。而知州月給十萬。蓋兼備公費。而長吏以其名為添支。但以自奉。宴設甚稀。

とあり、広州知州は公使錢を私用に供し、公の宴設に用いることは稀であつたという。また長編卷六三、景德三年六月壬辰の条に

先是。京畿每歲。受納民戸稅帛。皆別置場。命官与司録參軍。同掌其事。事畢有羨余。悉与京府官均分。亦有緣此多取於民者。上嘗尹京府。知其事。壬辰。詔自今悉以公錢給之。

とあり、京畿では民戸が稅帛を納付するとき羨余が生じた。その事務を掌つた官や司録參軍は羨余を開封府の官と均分し、

さらに、これにつけこんで人民から多く徴収した。真宗は開封尹たりし時、この弊害を承知していたので、遂にこれを禁じ、代りに公錢を支給したという。無論この公錢は私用に供せられたであろう。かように、公使錢には公と私との區別のはつきりしない面もあつたのである。

## 五 公使酒

長編卷一二五、宝元二年十一月癸卯の詔の一節に

公用之設。所以勞軍而饗賓也。

とあり、公用錢を設けるのは軍隊を犒勞し、賓客を饗應するためであると見える。公使錢の使途の大きな目的の一つが、軍隊・使客の接待にあつた。その際に用いられるのが公使酒である。公用酒ともいわれるが、長編卷三七三、元祐元年三月乙酉の条に

陝西軫運司言。：就本路選募馬步軍二百人。歲支公用錢三百貫。許寄官務造酒。充犒設等之費。

とあり、公使錢を使用して造酒させ、犒設の用にあてるのが普通であつたらしい。なお醸造の材料の糯米は政府から与えられた。長編卷三〇一、元豐二年十一月己卯の条に

詔歲增給定州公使造酒糯米四百石。

とあり、長編卷三〇三、元豐三年四月己未の条にも

陝西路軫運使李稷言。秦州造公使酒。給省倉米。

とあり、秦州では公使酒を醸造するに省倉米を支給しているが、定州でも同様であろう。公使酒の起原については、長編卷

二二、太平興国六年九月己未の条に

詔諸路州府。毎月第給係省酒充公用。自三石至一石。各有差。

と見える。係省酒とは省倉米で醸造した酒の意味で、公使酒をさすことはいうまでもなからう。即ち、太宗の太平興国六年諸路州府に毎月一石乃至三石の係省酒を支給して公用にあてる制度ができたのである。全国の州府に一律に支給されたものではなく、支給されぬ州府もあつたことは、新安志卷二に

其公用酒。太平興国六年九月。定制。河南・応天以下六府。曹・鄆以下六十六州。月各給一石。歙州在其中。

と見え、公使酒の支給されたのは河南・応天以下六府と、曹・鄆以下六十六州とであるといつていことから判明する。月支額一石は一石乃至三石とすべきであろう。また宋史卷一八五、食貨志「酒」紹聖二年の条にも

左司諫翟思言。諸郡釀酒。非沿辺。並復熙寧之數。詔。熙寧五年以前。諸郡不釀酒。及有公使錢而無酒者。所釀。並依熙寧編敕數。

とあり、諸郡の釀酒せざるもの、及び公使錢はあるが酒の無いものといつていのように、明らかに公使酒のなかつた州郡のあつたことを示している。尤も同書、熙寧七年の条に

諸郡旧不釀酒者。許釀以公使錢。率百緡為十石。溢額者以違制論。

とあり、熙寧七年、諸州のもと釀酒せざる者も、公使錢を以て釀造することが許された。但し公使錢百緡につき十石を限とし、額をこえる者は違制を以て処罰されたのである。熙寧年間における州軍の公使酒の普及は後に触れるように、王安石の新法実施と深い関連があるであろう。かように公使酒の釀造額は制限されていたのであるが、次第にその額が増加して行つた。長編卷三〇三、元豊三年四月己未の条に

宋代の公使錢について(上) 佐伯

陝西路輻運使李稷言。秦州造公使酒。給省倉米。慶曆中。詔歲毋過千五百名。

嘉祐四年後。歲給四千至六千余石。

熙寧二年。遂至九千石。自後歲不下八七千石。

前後違法官吏。亡存相半。未敢推劾。詔積官吏罪。自今歲毋過四千石。

とあり、秦州公使酒醸造額をあげている。この額は陝西路全体の額であろう。陝西には多数の軍隊が駐屯していたので、醸造額も多かつたものと思われる。慶曆中には千五百石にすぎなかつたが、嘉祐四年後、四千から六千余石にまし、熙寧二年には九千石に至り、自後毎年七八千石を下らなかつた。そこで、元豊三年に四千石を超過しないように抑えたのである。かかる醸造額の増大は、右の記事に見えるように、王安石の新法実施とも関係があるらしいが、官吏が法に違ひ醸造させたことが多かつたためである。公使酒を濫費して宴会に耽るほか、贈物として利用する風も生じた。宋史卷一八五、食貨志「酒」熙寧三年の条に

詔諸郡遇節序。毋得以酒相饋。初知渭州蔡挺言。陝西有醞公使酒交遺。至踰二十駅。道路煩苦。詔禁之。至是都官郎中沈衡復言。知莫州柴貽範。饋他州酒。至九百余瓶。用兵夫踰二百人。故并諸路禁焉。

とあり、さきに、陝西では公使酒を醸造して交遺するに、二十駅をこえる有様で、道筋が煩苦したのでこれを禁止した。いままた知莫州柴貽範が他州の酒九百余瓶を饋るに、兵夫二百人を用いる状態である。そこで熙寧三年、詔して諸郡が節序に酒をもつて相饋ることを禁止したのである。長編卷一八九、嘉祐四年三月戊午の条には

河北輻運使李參。提点刑獄薛向。劾〔呂〕溱前守真定。嘗令指使。回易公用。挾私物。擅取官米麴造酒。

とあり、知真定府呂溱は、公使酒の制あるにかこつけて、官の米麴を擅ままにとつて造酒させている。かかる傾向が次第に



流行したらしく、宋史卷一八五食貨志「酒」の条に

宣和二年。公使庫仮用米麴。及因耗官課者。以坐贓罪之。監官移替。

とあり、徽宗の宣和二年には、公使庫が米麴を仮用し、およびそれがために酒課を減耗した者は、贓罪に処し、監官は移替させることにしている。陝西では各処で公使酒が盛んに醸造され、それがために官監酒務の課入をさまざまに上げている。そこで同書、紹聖二年の詔に

以陝西沿辺官監酒務課入不足。乃令辺郡非帥府。並酌条制。定釀造數。諸將并城砦。止許於官務寄釀。

とあり、辺郡でも帥府でなければ、条制を斟酌して釀造額を定め、諸將及び城砦は官の酒務で寄醸させることにしている。このように公使酒の醸造に制限を加えようとしたのであるが、官吏の綱紀の紊乱とともに公使酒はますます盛行した。同書紹興三十年の条に

以点檢措置贍軍酒庫。改隸戸部。既而戸部侍郎邵大受等言。歲計頼經總制窠名至多。今諸路歲虧二百万。皆緣諸州公使庫広造。別置店酷売。以致酒務例皆敗壞。

とあり、戸部侍郎邵大受等のいうところによれば、南宋高宗の紹興三十年の頃、国家の歳入中、經總制錢は極めて多く、そのうち酒の専売収入は最も多きを占めていたが、歳ごとに二百万貫も虧欠するようになった。それは諸州の公使庫が盛んに酒を醸造し、店において販売するためで、これによつて酒の専売制が全く崩壊するに至つたと。かように公使酒は酒の専売を阻害するほど盛行したのである。

公使酒の収入は、結局地方官が宴会に使用し、あるいは着服するものが大部であつたらしい。朱文公文集卷一八、按〔台州〕唐仲友第三状に

宋代の公使錢について（上）佐伯

〔唐仲友〕又抑勒人戸。売公使庫酒。催督嚴峻。以使臣姚舜卿。人吏鄭臻・馬澄・陸侃。為腹心。妄行支用。とあり、台州唐仲友は、部下の使臣人吏を腹心となし、公使庫の酒を人戸に強制的に販売せしめ、その収益を着服している。どの位の収入があつたかというに、同書には引続いて次のようにいつている。

公使庫自來。不許売酒。緣添婦正人合支些小供給錢。仲友到任以來。以此為名。每日貨売生酒。至一百八十餘貫。糞酒亦及此數。一日且以三百貫為率。一月凡九千貫。一年凡收十万余貫。其所造酒米麥之屬。既並取於倉庫羨余。而所收息錢。太半不曾取附公使庫錢曆。並是入己。

すなわち、公使庫の酒は元來販売することは許されなかつたのであるが、唐仲友は着任以來、婦正人つまり投降者に些少の供給錢を増加するという名目で、毎日三百餘貫の酒の販売を割りあて、一年間に十万余貫を収めた。醸造の米麥は倉庫の羨余をとり、所収の息錢の太半は公使庫の錢曆つまり錢額を記入する帳簿に収附せず着服したといつている。十万余貫の売上げがあつたとすれば、着服した額も相当なものであつたろうと思われる。なお同書には

仲友專委司戸趙善德。兼管公庫。前後妄自支使。並無合破名色條例。善德將滿。遂密獻計。以收買米麴物料為名。於今年二月上旬。一日之間。支錢二萬貫。皆是入己。

とあり、唐仲友は醸造の米麴物料を収買するという名目で二萬貫を支出し、これを着服している。

## 六 公使庫の管理

公使錢を貯藏する庫が公使庫といわれ、公使錢のある州府におかれていた。宋史卷一八五、食貨志紹興三十年の條に「諸州公使庫」とあり、長編卷二一九、熙寧四年正月己酉の條に

詔諸州公使庫。例以役人主之。

と見え、諸州の公使庫は役人が之を掌るとあり、あるいは長編卷四四二、元祐五年五月壬申の条に

太師致仕文彦博。特依前任宰臣。添賜公使。仍令河南府管勾支用。

とあり、致仕した文彦博に、特に前任宰相により、公使錢を添賜し、河南府をして管理支給させている記載などにより、公使庫は原則として公使錢のある府州に設置されたことが分るのである。公使庫の具体的な例を示すと、新安志卷一「倉庫」に

公使庫在州治小厅前。

とあり、歙州セウの公使庫は州治の小厅の前に設けられていた。淳熙三山志卷七「安撫司公使庫」の条に

公使錢物・酒庫。初皆即忠義堂西為之。

とあり、福州の安撫司の公使庫は忠義堂の西に造られていた。公使庫には公使錢の外、官吏・軍人・外国使臣等を接待するため、宴会用の諸種の物資調度品を收藏する庫があつたようである。淳熙三山志卷七「公使庫」の条に公使七庫を建造したとし、公使醋庫・公使錢庫・公使酒庫・公使雜物庫・公使酒庫・公使帳設庫・公使煮酒庫の七庫名をあげている。

この公使庫の管理は最初、人民の役として衙前が行つていた。先にも引用したが、欒城集卷三七「再言役法劄子」(元祐元年五月十六日)に

祖宗之世。天下役人。除正役勞費之外。上自衙前。有公使廚宅庫之苦。

とあり、国初には郷村の衙前が公使・廚・宅庫を管理していた。また長編卷一一〇、天聖九年七月丙辰の条に

詔河北諸州。毋得以坊郭上等戸。補衙前・軍將・承引・客司。時上封者言。河北多差役上戸。使掌公用宅庫。至有破産

宋代の公使錢について(上) 佐伯

者。故条約之。

とあり、河北諸州では坊郭上等戸をして公用・宅庫を掌らしめ、これがために破産する者があつたので、坊郭上等戸を衙前・軍將・承引・客司に補することを禁止している。かかる傾向は、西夏との戦争中、およびその後にもつとも甚だしくなつたものと思われる。そこで長編卷二二二、熙寧四年四月戊午の条に

京西提举常平等事陳知儉請。先罷許州衙前管勾公使庫。以軍員主之。月給食錢三千。從之。初諸州差衙前。管勾公使。多所賠費。有至破壞家產者。及是遂更用軍員代之。其後遍及諸路。悉用此法。人以爲便。

と見えるように、神宗の熙寧四年には許州の衙前が公使庫を管理することを罷め、軍員をして掌らしめることにした。衙前が公使庫を管理すると自ら賠費が多く、これがために破産する者が出て来たからである。もつとも、長編卷一七三、皇祐四年十一月乙酉の条には

詔諸州衙前。在沿辺応役者。止令主管官物。毋得管勾公用及茶酒・帳設司。違者以違制坐之。

と見え、沿辺で役についている衙前が公使庫を管理することは、すでに仁宗の皇祐四年に禁止されているが、依然として行われていたものと見える。その後、諸路において公使庫の管理に軍員を用い、人民が便利としたという。欒城集卷三六「論差役五事状」(元祐元年)の条にも

今年二月六日。所降指揮。但云。諸公使庫・設廚・酒庫・茶酒司。並差將校勾當。

とあり、公使庫・設廚・酒庫・茶酒司には、將校を差して管理させている。温国文正司馬公集卷四九「乞罷免役錢依旧差役劉子」(長編卷三六五、元祐元年二月乙丑)の条にも

惟衙前一役。最号重難。曩日差役之時。有因重難破家產者。朝廷爲此始議。作助役法。然自後条貫。優假衙前。諸公使

庫・設厨・酒庫・茶酒司。並差將校勾当。

とあり、司馬光も、衙前が公使庫を管理することをやめ、將校に管理させているといっている。

しかし時代が降ると、また公使庫の必要物資を人民から徴収するようになった。宋会要刑法二、宣和三年六月二十七日の条に

中書省・尚書省言。竊聞。諸州軍公使庫。置造陳設。及從人衣裝之類。并筵會。多是支見錢收買。只出頭子。於行戶取索。動經歲月。不即支還餽錢。或遇守臣移替。新官更不管認。使行戶雖執頭引。無処支請。

とあり、公使庫の置造陳設、從人の衣裝、筵會の飲食物等、見錢を支給せず、ただ頭子を出して行戸からもとめ、結局その代価を支払わなかつた。また同書、宣和六年四月四日の条にも

臣僚言。……応諸州公使庫。輒均配米麥。

とあり、諸州の公使庫では必要な米麥を人民に割りつけて徴収した。恐らく徽宗の時代には、中央で贅沢をし、また方臘の乱や女真討伐のため多額の経費を必要としたので、地方の公使錢までも中央に引揚げ、そのために諸州では又人民にその負担を嫁したのであらうと思われる。公使錢の中央引揚げはすでに西夏との戦争中に実施されたい。国家は赤字財政に苦しみ、地方財政のあらゆる財源をみな中央に解送させた。長編卷一三七、慶曆二年六月戊子の条に

太常博士・集賢校理・李昭遘。罷塩鉄判官。初詳定減省所。議罷天下職田及公使錢。昭遘以為不可。權三司使姚仲孫。惡其異己。且詰昭遘所以興利之術。而昭遘爭辨不已。故罷之。

とあり、西夏と開戦中、仁宗の慶曆二年、詳定減省所は、天下の職田と公使錢とを罷めんことを議した。つまり財源の中央への引揚げを計つたのである。これに対して塩鉄判官李昭遘は反対して權三司使姚仲孫と意見が対立して罷免されていると

ころを見ると、公使錢の中央引揚げは実現されたと見られる。事実先にも触れたように、陝西の同・解・乾・耀等九州軍の公使錢はやめられたのである。また長編卷一三六、慶曆二年五月壬子の条に

宗室刺史以上。亦納公使錢之半。〔以助軍費〕。荆王元儼尽納公使錢。詔以半給之。

とあり、宗室刺史以上の者も亦公使錢の半分を供出して軍費を助けている。また長編卷一五六、慶曆五年閏五月己酉の条に  
宣徽北院使・建武節度使李用和。為彰信節度使・同平章事。…又詔公使錢特依宗室例。歲給其半。

とあり、彰信節度使・同平章事になつた李用和に半額の公使錢を支給したのも、西夏との講和直後で、財政が窮乏していたために他ならぬであらう。

ともかく、中央の財政が困窮すると、地方財政が中央に引揚げられる。神宗の時代に、役法の改革が行われ、衙前の公使庫管理をやめて軍員に代らしめ、その負担を軽減したが、北宋末、中央財政が苦しくなるにつれて、また公使庫の管理は軍員が行つていても、実際には人民の管理と異ならぬ状態になり、かかる状態が南宋まで続いたものと思われる。

以上は公使庫の現物の管理について述べたのであるが、公使錢の支給、その他の責任は、府州の長官にあることはいうまでもなからう。公使錢の支給に際しては、宋史卷一七二、職官志「公用錢」の条に

長吏与通判。署籍連署以給用。

とあり、知州・通判が共に文書にサインをした上で支給すると見える。新安志卷二「公用」の条にも、公使錢の支給について

計月均給。知州・通判或職官。上歴支。

と見える。歴は曆に作るべく曆子の意味である。職官は參軍等、州の職官をさすであらう。長編卷二一三、熙寧三年七月癸

丑の条には

司法参軍孫輔。特衝替。…輔坐主公使。阿徇〔知杭州祖〕無扱。

とあり、杭州の司法参軍孫輔は杭州の公使錢を主つている。また朱文公文集卷一八「按唐仲友第三状」に

司戸趙善徳。兼管公庫。司戸趙善徳及二胥吏。同謀作弊。逐時於公庫。以犒賞為名。支錢遺賂善徳。

とあり、司戸参軍が公使庫を兼管しており、また公使庫には胥吏がいて事務をとつていたことも判明する。また同書には

扱姦猾使臣姚舜卿為監官。并与公庫手分馬澄。日夕握手密謀。將公庫諸色官錢。巧作名色支破。

とあり、公使庫にはまた手分（人吏）がいた。また同書には

有公庫貼司俞実・張公輔・吳允中。

とみえ、公使庫には貼司つまり、胥吏見習も若干名いたことが分る。以上によつて、州府の公使庫は司戸参軍・司法参軍等が實際上の事務を管理し、そのもとに若干名の胥吏・貼司・手分がいたことが知られる。

なお欒城集卷二「上皇帝書」に

所謂公使錢。多者不過数千緡。百須在焉。而監司又伺其出入。而繩之以法。

とあり、転運司・提点刑獄などの路の監司が公使錢の出入を監督していたのである。

因みに宮觀の公使錢の管理については、長編卷一〇七、天聖七年二月癸酉の条に

初曹利用領景靈宮使。令枢密主事蘇藏用・令史趙兼素・中書堂後官孟昱。主宮中公使錢。

とあり、枢密主事・令史・中書の堂後官等が掌つていた。

（未完）

（京都大学文学部教授）